

欧米における経営安定対策をめぐる動向

- アメリカ次期農業法案に関する動きを中心に -

吉井 邦恒

1 アメリカの次期農業法案をめぐる動き

現行の2002年農業法は2007年で期限を迎える。次期農業法を規定する要因として、国内的には厳しい財政事情、国際的にはWTO農業交渉があげられる。2002年農業法は、アメリカの財政事情がまだ悪化する前で、将来の財政収支も黒字が継続するという予測を背景に制定され、高い支出水準が確保されている。しかしながら、現在は財政状況が悪化している一方で、農家経済の指標はそれほど悪くないことから、2007年農業法案では2002年農業法のような大幅な予算の積上げは困難であるとの見方が強い。また、政府の価格・所得プログラムによる農業者への支払額は、そのうちの9割以上が特定の作物の生産者に集中するとともに、全農家数の9%に過ぎない大規模農家に支払総額の50%以上が支払われており、その是正を求める声も高まっている。さらに、WTOのドーハ・ラウンドは、交渉凍結となったものの、国内支持に対する一層の削減が必要であることは農業関係者にとって共通の認識となっている。

アメリカ農務省は次期農業法案に関して全国各地で開催したフォーラムの結果の取りまとめ・分析を行い、主要な政策分野について、今後の農業法案の議論の一般的な素材として、政策の代替案を提示した。このうち、リスク管理政策（直接支払いや価格変動緩和型支払い、価格支持融資制度、農業保険等の経営安定対策）については、現在の価格・所得プログラムを縮小してWTO協定と整合的なものとし、資源利用や農業構造への影響を減少させ、援助が最も必要な生産者をプログラムのターゲットとすること、価格支持融資制

度や価格変動緩和型支払いを収入安定化プログラムに置き換えること、直接支払い、価格支持融資制度および価格変動緩和型支払いを段階的に廃止し、農業保険による保証拡大、農家貯蓄口座による資金手当て、農村開発等へ資金を用いること、という3つの代替案が提示された。

2 カナダのCAISの見直し

カナダでは、2003年度に農業政策の全体の見直しを行い、その一環として、従来のNISA+作物保険+CFIP+各州ごとの独自のプログラムからなる経営安定対策の枠組みをCAISプログラム（Canadian Agricultural Income Stabilization Program）と生産保険（作物保険を拡充したもの）の2本立てに変更した。しかしながら、CAISに対する農業関係者の評判は悪く、数度の改正を行ったが、複雑で扱いにくい制度であるという点はなかなか克服できず、CAISの実施は2006年度までとされた。

3 EUの直接支払いについて

EUでは2003年のCAP改革により、作物別に毎年の作付面積に応じて支払われていた補償的 direct payment（価格支持水準の引下げに伴う代償措置）に代えて、生産と結びつかない単一支払制度（SPS：Single Payment Scheme）へ、2005年から2007年までの間に移行することとなった。SPSは、穀物ごと、家畜ごとに実施されている現行の直接支払いを、農業者ごとに1本の支払い制度に統合したものである。農業者ごとに1ha当たりの支払単価を直接支払いの受給権として設定し、それに基準期間（2000年～2002年）の直接支払い対象農地面積を乗じた額が支払われる。

報告では、イングランドにおけるSPS支払いの遅延とその理由について、トピックとして取り上げた。端的に言って、イングランドは、従来の直接支払いから一挙に全面的なデカップリングに移行してしまったため、コンピューターシステム問題や書類確認作業の手間のため、EUが定める期間内に農家にSPSの全額支払いを行うことができなかった。